

令和8年10月25日執行予定

大 淀 町 長 選 挙 公費負担の手引き

選挙運動用自動車の使用

選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ポスターの作成

大淀町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、令和８年１０月２５日執行予定の大淀町長選挙において公費負担を受けようとする場合、候補者と契約の相手方等が行わなければならない手続き等について記述したものです。

目 次

1	公費負担制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	公費負担の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	対象となる候補者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	公費負担の対象とその限度額について・・・・・・・・	2
5	公費負担の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	選挙運動用自動車の使用の公営負担	
	（１）ハイヤー契約・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（２）個別契約	
	◎ 選挙運動用自動車の借入れ・・・・・・・・	5
	◎ 選挙運動用自動車の運転手の雇用・・・・・・・・	5
	◎ 選挙運動用自動車の燃料の供給・・・・・・・・	7
7	選挙運動用ビラの作成の公営負担・・・・・・・・	9
8	選挙運動用ポスターの作成の公費負担・・・・・・・・	10
	《参考資料》公費負担契約の印紙税法適用について・・・・・・・・	12

様式集

様式記載例

1 公費負担制度とは

この制度は、候補者の選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に設けられた制度で、候補者と契約業者等との間で交わされた有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、町が契約業者等に条例で定められた限度額の範囲内の額を直接支払う制度です。

2 公費負担の種類

公費負担制度の対象となるものは次の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

公費負担制度の対象となる候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、すべて自己負担になります。

町長選挙における供託物の没収点は、有効投票総数の10分の1です。

4 公費負担の対象とその限度額について

	公費負担の対象		公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	①	ハイヤー契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る。)	1日あたり 64,500円 5日分合計 322,500円	①の契約と②の契約は選択
	② 個別契約	ア 自動車の借入契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日については1台に限る。)	1日あたり 16,100円 5日分合計 80,500円	
		イ 燃料の供給契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日あたり 7,700円 5日分合計 38,500円	
		ウ 運転手の雇用契約 選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る。)	1日あたり 12,500円 5日分合計 62,500円	
ビラの作成	作成単価（実際の作成単価と1枚あたりの限度額の少ない方の額）に作成枚数（実際の作成枚数と限度枚数の少ない方の枚数）を乗じた金額		1枚あたり 8円38銭 限度枚数 5,000枚（届け出た2種類以内） 【限度額】 8.38円 × 5,000枚 = 41,900円	
ポスターの作成	作成単価（実際の作成単価と1枚あたりの限度額の少ない方の額）に作成枚数（実際の作成枚数と限度枚数の少ない方の枚数）を乗じた金額		1枚あたり 3,337円 限度枚数 115枚（ポスター掲示場数） 【限度額】 3,337円 × 115枚 = 383,755円	

※無投票となった場合の取扱い

1. 選挙運動用自動車の使用については、告示日1日分の金額が公費負担の対象となります。
2. 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成については、投票の有無にかかわらず、作成費が公費負担の対象となります。

5 公費負担の概要

(1) 有償契約の締結

公費負担を受けるためには、候補者は契約業者等と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届出なければなりません。

なお、無償の場合は、公費負担の対象となりません。

(2) 公費負担金額の範囲

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について、それぞれ条例で公費負担の限度額が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担の対象となります。

(3) 公費負担を受けるための手続き

公費負担が適用される場合は、町は業者等からの請求に基づき、公費負担の限度額の範囲内の金額を支払うこととなりますが、この経費の支払いには、一定の書類による手続きが必要です。

※各申請書等の様式については、町ホームページからダウンロードできます。

(4) 公費負担の適用範囲

公費負担を受けるためには、供託物を没収されないことが条件になります。

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（供託物没収点）に達しないときとされ、町長選挙における供託物の没収点は、有効投票総数の10分の1です。

また、このほか、候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

<参考>

例えば、有効投票総数が9,500票の場合、供託物没収点は950票になります。

(注) 供託物没収点は、有効投票数により変わりますので、上記の供託物没収点はあくまでも参考としてください。

6. 選挙運動用自動車の使用の公費負担

契約の形態には、ハイヤー契約と個別契約の2通りあります。

同じ日に両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となります。

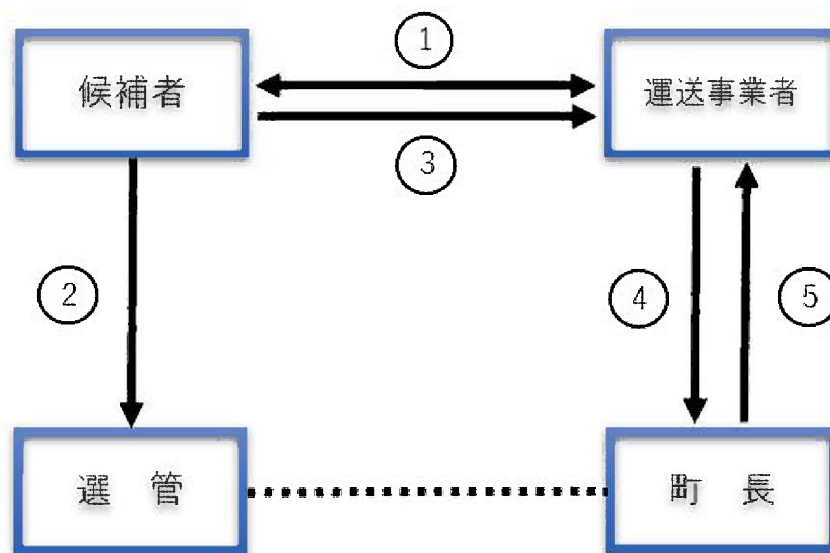
また、いずれの契約についても実際に選挙運動用として使用した自動車についてのみ公費負担の対象となるため、無投票の場合には、告示日1日分の経費が公費負担の対象となります。

(1) ハイヤー契約

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（自動車、燃料、運転手込みで旅客を運送する事業の免許を受けた業者。以下「運送事業者」という。）と有償契約を締結する方法です。

公費で負担する金額は、1日1台64,500円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、 $64,500円 \times 5日 = 322,500円$ となります。

【選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）の公費負担の流れ】



① 候補者は運送事業者と有償契約を締結します。

契約書は【参考様式1】を参考に作成してください。

② 契約を締結した候補者は、立候補の届出後「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」【様式第1号】に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。

③ 候補者は、選挙運動用自動車の使用実績に基づいて「選挙運動用自動車使用証

明書（自動車）」【様式第 10 号(その 1)】を作成し、運送事業者に提出してください。

- ④ 運送事業者は、選挙期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。

請求は次の書類を選挙管理委員会に提出してください。

- ・「請求書（選挙運動用自動車の使用）」【様式第 13 号】
- ・「請求内訳書 ハイヤー契約」【(別紙)その 1】
- ・③の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

- ⑤ 請求書の内容を確認後、町から運送事業者を経費を支払います。

(2) 個別契約

選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を個別に契約する方法です。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担の対象となりません。

◎選挙運動用自動車の借入れ

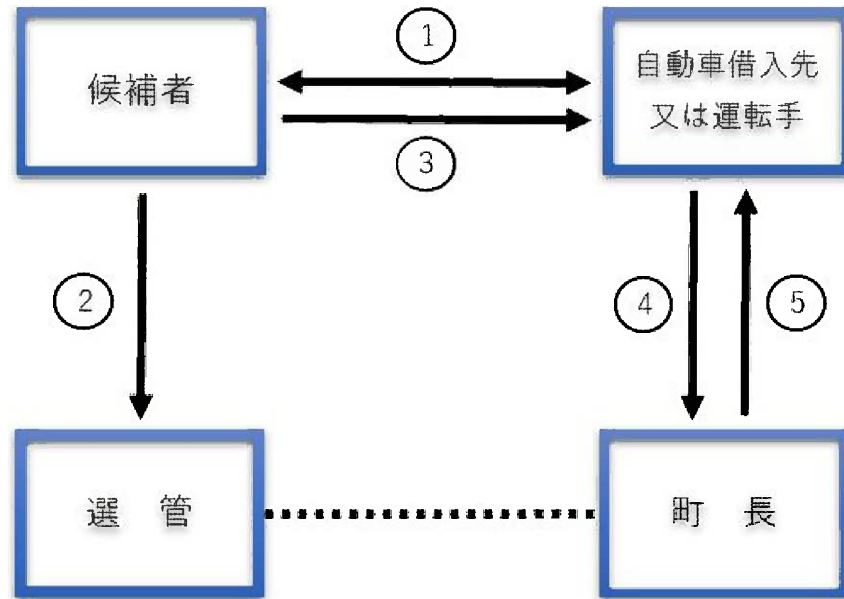
選挙運動用自動車の借入れについて、公費で負担する金額は、1 日 1 台 1 6, 1 0 0 円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、1 6, 1 0 0 円×5 日＝8 0, 5 0 0 円となります。

◎選挙運動用自動車の運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手の雇用については、運転手個人との契約に限られ、法人との運転手の派遣契約によるものは公費負担の対象となりません。

公費で負担する金額は、1 日 1 人 1 2, 5 0 0 円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙期日の前日まで雇用した場合の公費負担の限度額は、1 2, 5 0 0 円×5 日＝6 2, 5 0 0 円となります。

【選挙運動用自動車の借入れ及び運転手の雇用の公費負担の流れ】



- ① 候補者は、選挙運動用自動車を借入れる場合は自動車の借入先と、運転手を雇用する場合は運転手と有償契約を締結します。

- ・自動車の借入れ契約書は【参考様式2】を参考に作成してください。
- ・運転手の雇用契約書は【参考様式4】を参考に作成してください。

- ② 契約を締結した候補者は、立候補の届出後「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」【様式第1号】に次の書類を添えて選挙管理委員会に届け出てください。

- ・自動車の借入れの場合 … 契約書の写し、自動車検査証
- ・運転手の雇用の場合 … 契約書の写し

- ③ 候補者は、選挙運動用自動車の使用実績、又は運転手の雇用実績に基づいて、次の書類を作成し、業者等に提出してください。

- ・自動車の借入れの場合 … 「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」

【様式第10号(その1)】

- ・運転手の雇用の場合 … 「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」

【様式第10号(その3)】

- ④ 契約業者等は、選挙期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。

請求は次の書類を選挙管理委員会に提出してください。

○自動車の借入れの場合

- ・「請求書（選挙運動用自動車の使用）」【様式第13号】
- ・「請求内訳書（1）自動車の借入れ」【(別紙)その2】
- ・③の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書

○運転手の雇用の場合

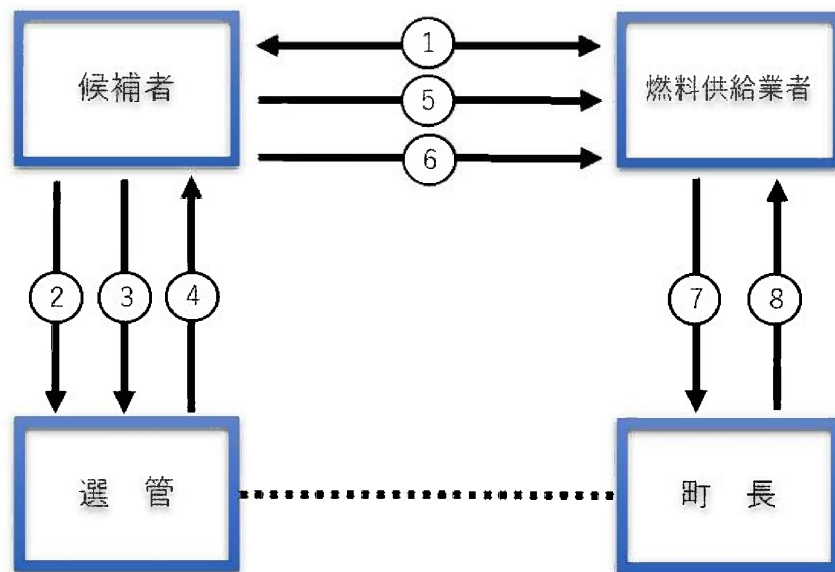
- ・「請求書（選挙運動用自動車の使用）」【様式第 13 号】
- ・「請求内訳書（3）運転手」【（別紙）その 2】
- ・③の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書

⑤ 請求書の内容を確認後、町から契約業者等に経費を支払います。

◎選挙運動用自動車の燃料の供給

選挙運動用自動車の燃料の供給について、公費で負担する金額は、立候補の届出をした日から選挙期日の前日までの日数に 7, 700 円を乗じて得た金額（7, 700 円×5 日＝38, 500 円）が限度額となります。

【選挙運動用自動車の燃料の供給の公費負担の流れ】



- ① 候補者は燃料供給業者と有償契約を締結します。
契約書は【参考様式 3】を参考に作成してください。
- ② 契約を締結した候補者は、立候補の届出後「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」【様式第 1 号】に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとする燃料の供給について、公費負担の対象となる金額の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」【様式第 4 号】を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に「確

認書」を交付します。

⑤ 候補者は、④で交付された「確認書」を燃料供給業者に渡してください。

⑥ 候補者は、給油実績に基づいて、「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」【様式第 10 号(その 2)】を燃料供給業者ごとに作成し、業者に提出してください。

また、給油した際には、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、自動車ナンバー、燃料の供給量、金額が記載されたもの）を必ず燃料供給業者から受領し、保管しておいてください。

⑦ 燃料供給業者は、選挙期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。

請求は次の書類を選挙管理委員会に提出してください。

- ・「請求書（選挙運動用自動車の使用）」【様式第 13 号】
- ・「請求内訳書 （2）燃料代」【(別紙)その 2】
- ・⑤の確認書
- ・⑥の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
- ・給油伝票の写し

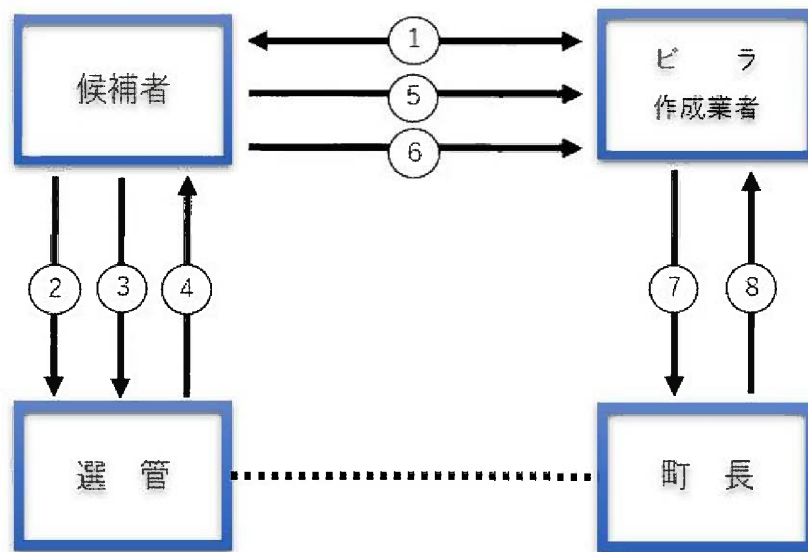
⑧ 請求書の内容を確認後、町から燃料供給業者に経費を支払います。

7. 選挙運動用ビラの作成の公費負担

ビラの作成について、公費で負担する金額は、ビラ 1 枚あたりの作成単価×作成枚数（確認枚数）となりますが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

- ・作成単価の限度：1 枚あたり 8 円 3 8 銭
- ・作成枚数の限度：選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 5, 0 0 0 枚

【選挙運動用ビラの作成の公費負担の流れ】



- ① 候補者はビラ作成業者と有償契約を締結します。
契約書は【参考様式 5】を参考に作成してください。
- ② 契約を締結した候補者は、立候補の届出後「選挙運動用ビラ作成契約届出書」【様式第 2 号】に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」【様式第 5 号】を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に「確認書」を交付します。
- ⑤ 候補者は、④で交付された「確認書」をビラ作成業者に渡してください。
- ⑥ 候補者は、選挙運動用ビラの作成実績に基づいて「選挙運動用ビラ作成証明書」【様式第 11 号】を作成し、ビラ作成業者に提出してください。
- ⑦ ビラ作成業者は、選挙期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してくだ

さい。

請求は次の書類を選挙管理委員会に提出してください。

- ・「請求書（選挙運動用ビラの作成）」【様式第 14 号】
- ・「請求内訳書 ビラの作成」【（別紙）】
- ・⑤の確認書
- ・⑥の候補者から提出されたビラ作成証明書
- ・納品を証する書類

⑧ 請求書の内容を確認後、町からビラ作成業者に経費を支払います。

8. 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

ポスターの作成について、公費で負担する金額は、ポスター 1 枚あたりの作成単価×作成枚数（確認枚数）となりますが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

- ・作成単価の限度：3,337円

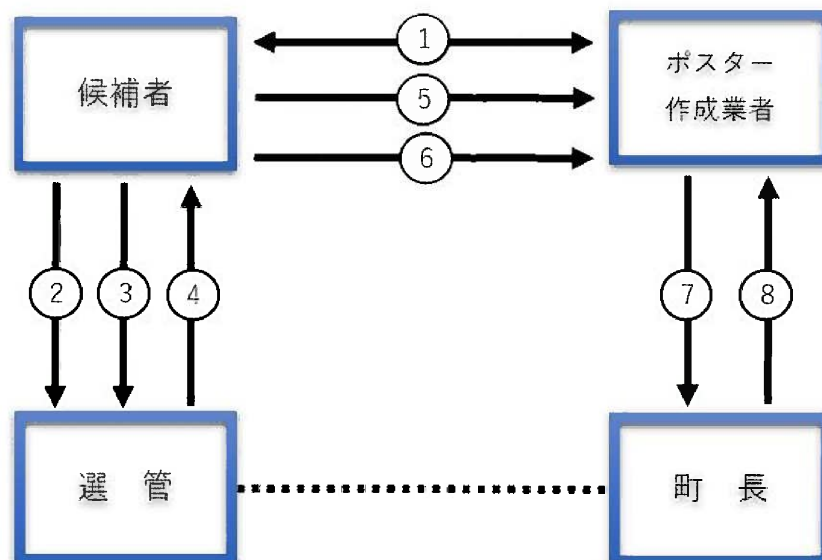
【参考】次の計算式により算出します

$$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数（115箇所）} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数（115箇所）}} = 3,337円$$

（※1円未満切上げ）

- ・作成枚数の限度：115枚（ポスター掲示場数）

【選挙運動用ポスターの作成の公費負担の流れ】



- ① 候補者はポスター作成業者と有償契約を締結します。
- 契約書は【参考様式6】を参考に作成してください。
- ② 契約を締結した候補者は、立候補の届出後「選挙運動用ポスター作成契約届出書」【様式第3号】に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」【様式第6号】を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に「確認書」を交付します。
- ⑤ 候補者は、④で交付された「確認書」をポスター作成業者に渡してください。
- ⑥ 候補者は、ポスターの作成実績に基づいて「選挙運動用ポスター作成証明書」【様式第12号】を作成し、ポスター作成業者に提出してください。
- ⑦ ポスター作成業者は、選挙期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。

請求は次の書類を選挙管理委員会に提出してください。

- ・「請求書（選挙運動用ポスターの作成）」【様式第15号】
- ・「請求内訳書 ポスターの作成」【(別紙)】
- ・⑤の確認書
- ・⑥の候補者から提出されたポスター作成証明書
- ・納品を証する書類

- ⑧ 請求書の内容を確認後、町からポスター作成業者に経費を支払います。

《 参考資料 》

○ 公費負担契約の印紙税法適用について

選挙運動 用自動車	ハイヤー契約		印紙税法別表第 1 1－4 運送に関する契約書 1 万円以上 10 万円以下のもの 200 円 10 万円超 ～ 50 万円以下 400 円 50 万円超 ～100 万円以下 1,000 円
	個別契約	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であ れば、上記「印紙税法別表第 1 1－4 運送に 関する契約書」に該当する
ビラの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円
ポスターの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円